

刈谷城ロゴマークの使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、刈谷城ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の幅広い使用を促進し、刈谷城を市内外に広報するため、ロゴマークの適正な使用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(図柄等)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークは、電子データで提供する。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、刈谷市に属する。

(使用の手続)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用申請書(様式第1号)に使用例を記載したものを添えて、刈谷市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体等が公用又は公共の用に使用するとき。

(2) 報道関係機関が報道及び広報を目的に使用するとき。

(3) 刈谷市が承認した事業の広報等で使用するとき。

(使用の許可)

第5条 刈谷市長は、前条の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、ロゴマークの使用を許可する。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めたとき。

(2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めたとき。

(3) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認めたとき。

(4) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認めたとき。

(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認めたとき。

(6) その他刈谷市長がロゴマークの使用について、適当でないとして認めたとき。

(許可の取消し)

第6条は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の許可を取り

消すことができる。

(1) 前条の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 使用者がこの基準の規定に違反したとき。

(3) その他特に必要があると認めたととき。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用者の責任)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、別図の注意事項に従ってロゴマークを使用しなければならない。

2 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、刈谷市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年7月2日から施行する。

別図（第2条、第9条関係）

① 『カラーイメージ』



② 『グレースケール』



③ 『単色 黒』



④ 『単色 白』



（注意事項）

1 縦横比率

- (1) データのまま、拡大及び縮小してください。
- (2) 縦に伸ばしたり、横に伸ばしたりしないでください。
- (3) 形を切り取ったり、変形させたりしないでください。

2 色指定

色の変更はしないでください。

3 使用方法

- (1) 原則として、①『カラーイメージ』又は②『グレースケール』のいずれかを使用してください。ただし、印刷等の都合上やむを得ない場合は、③『単色 黒』か④『単色 白』を使用してください。
- (2) ロゴマークのデータは、許可決定後に送付します。